

# 労務ROAD

- 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について
- 残業を命じるためには 36 協定が必要です

## 河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

### 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について

第 49 回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。  
(参考)各都道府県に適用される目安のランク

～目安はAランク 26 円、Bランク 25 円、Cランク 24 円、Dランク 22 円引き上げられます～

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、 <b>大阪</b>
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、 <b>滋賀、京都、兵庫</b> 、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、 <b>奈良、和歌山</b> 、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は25円(昨年度は24円)となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった**平成 14 年度以降で最高額となる引上げ**となります。

【厚生労働省より】

### 残業を命じるためには 36 協定が必要です

連合(日本労働組合総連合会)は、「36 協定」を周知する活動の一環として、時間外労働の実態や 36 協定の締結状況、認知状況を把握するため、本年 6 月 6 日～6 月 8 日に「36 協定に関する調査」をインターネットリサーチにより実施し、全国の 20 歳～65 歳で働いている人(自営業・自由業、パート・アルバイト除く)1,000 名の調査結果を公表しました。

●「残業を命じられることがある」・・・6割強、1か月の残業時間・・・平均 22.5 時間

残業を命じられることがある人(625 名)の 1 か月の残業時間をみると、「10 時間未満」が 40.2%で最多回答、「60 時間以上」といった特に長い回答も 6.9%みられ、平均残業時間は 22.5 時間でした。

●「会社が残業を命じるためには 36 協定の締結が必要」という認知率・・・5割半ば

#### 20 代では半数を下回る

会社が残業を命じるには、労働者の過半数を組織する労働組合(ない場合は、過半数を代表する者)との間で労使協定(いわゆる 36 協定)を結んでおく必要があることについて、「知っている」が 56.5%、「知らない」が 43.5%でした。年代別にみると、20 代では「知っている」が 49.2%である一方、60 代では 71.6%と7割を超えました。

●勤め先が 36 協定を「締結している」4割半ば、「締結していない」2割弱、「締結しているか不明」4割弱

勤め先が 36 協定を締結しているか聞いたところ、「締結している」との回答は半数を下回る結果となり、また、「締結しているかどうかわからない」という人が4割近くになりました。36 協定を締結していても周知義務を守っていないケースもあるのではないかと考えられます。

●心身の健康に支障をきたすと感じる 1か月の残業時間・・・平均 46.2 時間

健康に支障をきたすと感じる1か月の残業時間を聞いたところ、「30 時間未満」が 38.2%、「30 時間～60 時間未満」が 29.0%、「60 時間～80 時間未満」が 17.8%、「80 時間～100 時間未満」が 7.9%、「100 時間以上」が 7.1%となり、平均時間は 46.2 時間となりました。

これを機会に、36 協定についての理解を深めて頂けたらと思います。

【日本労働組合総連合会より】

☆☆☆ 夏期休業期間のお知らせ ☆☆☆

誠に勝手ながら、8月11日(金)から8月15日(火)まで休業とさせていただきます。

